

# 特定家庭用機器再商品化法について

## (家電リサイクル法)

経 済 産 業 省  
環 境 省

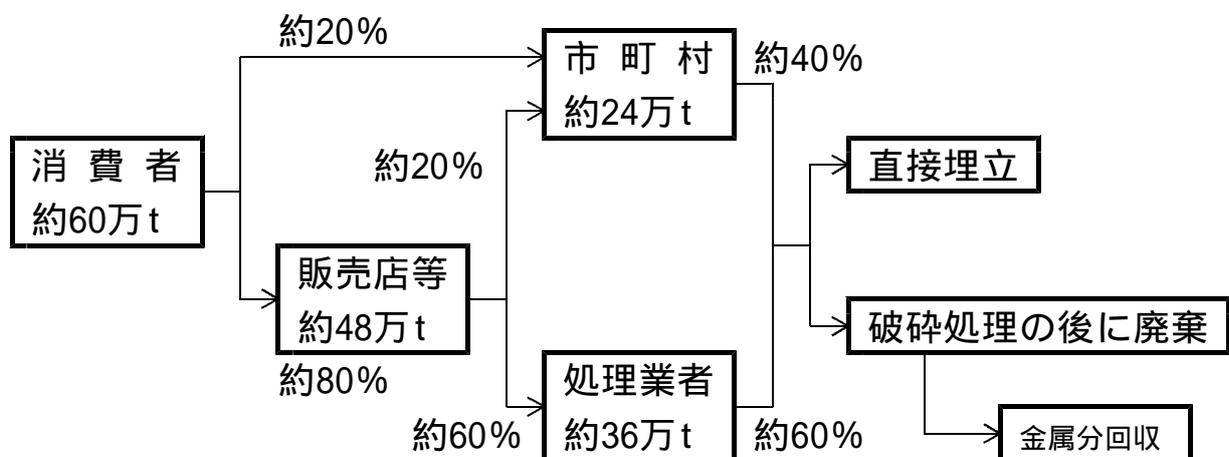
### ．法律制定の趣旨

1．法施行前、一般家庭から排出される家電製品は、約 8 割は小売業者によって、約 2 割は直接市町村によって回収。

その後は、おおよそその半分は直接埋め立てされるほか、残りは、破碎処理されるが、一部金属分の回収が行われている場合があるものの、そのほとんどは廃棄されていた。

(注：この破碎処理された廃棄物(シュレッダーダスト)については、埋め立て地が非常に逼迫)

法施行前の家電製品(エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機)の処理の流れ



(出典：平成9年度厚生省資料「電気・電子機器等の処理に係る実態調査結果」)

2．このため、廃棄物の減量と有用な部品・素材の再商品化等を図り、循環型経済社会を実現していくため、家電製品等の製造業者等及び小売業者に新たに義務を課すことを基本とする新しい再商品化の仕組みを構築することが緊急の課題であった。

これによって、省資源・省エネの推進に寄与するとともに、技術開発等を通じ、環境関連産業の発展にも貢献。

## ．法律の概要

### 1．目的

小売業者、製造業者等による家電製品等の廃棄物の収集、再商品化等に関し、これを適正かつ円滑に実施するための措置を講じることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

### 2．対象機器

家電製品を中心とする家庭用機器から、市町村等による再商品化等が困難であり、再商品化等をする必要性が特に高く、設計、部品等の選択が再商品化等に重要な影響があり、配送品であることから小売業者による収集が合理的であるものを対象機器として政令で指定する。

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機については、上記の4条件を満たすことから、対象機器として指定した。

### 3．「再商品化等」の定義

- (1) 対象機器の廃棄物から部品及び材料を分離し、これを製品の原材料又は部品として利用すること
- (2) 対象機器の廃棄物から部品及び材料を分離し、これを燃料として利用すること

### 4．基本方針の策定

対象機器の廃棄物の収集、再商品化等を総合的かつ計画的に推進するため、基本方針を定め、公表する（経済産業大臣及び環境大臣）。

（参考）基本方針として以下の事項について告示（平成11年6月）

- 一 特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等の基本的方向
- 二 特定家庭用機器廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等の促進のための方策に関する事項
  - 1 特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬に関する事項
  - 2 特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に関する事項
- 四 環境の保全に資するものとしての特定家庭用機器廃棄物の再商品化等の意義に関する知識の普及に係る事項
- 五 その他特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関する重要事項

## 5 . 関係者の役割

### (1) 製造業者及び輸入業者（製造業者等）

#### 引取り義務

製造業者等は、予め指定した引取場所において、自らが製造等した対象機器の廃棄物の引取りを求められたときは、それを引き取る。

引取場所については、対象機器の廃棄物の再商品化等が能率的に行われ、小売業者・市町村からの円滑な引渡しが確保されるよう適正に配置する。

#### 再商品化等実施義務

製造業者等は、引き取った対象機器の廃棄物について、少なくとも以下の基準以上の再商品化等（3(1)の部品・材料のリサイクルのみ。3(2)の熱回収は当初は含まれない。）を実施する。

エアコン	60%以上	冷蔵庫・冷凍庫	50%以上
テレビ	55%以上	洗濯機	50%以上

製造業者等は、再商品化等をしたときはその状況について公表するよう努める。

また、製造業者等は、再商品化等の実施の際に、エアコンと冷蔵庫・冷凍庫に含まれる冷媒用フロン・断熱材フロンを回収して、再利用又は破壊を行う。

（参考）製造業者等の対応の現状（平成18年4月現在）

- ・大手の製造業者等は、A、Bの2グループに集約
- ・指定引取場所を各グループ190箇所、合計380箇所設置
- ・再商品化施設は、47箇所

### (2) 小売業者

#### 引取り義務

小売業者は、次に掲げる場合において、対象機器の廃棄物を引き取る。

ア．自らが過去に小売販売をした対象機器の廃棄物の引取りを求められたとき

イ．対象機器の小売販売に際し、同種の対象機器の廃棄物の引取りを求められたとき

## 引渡し義務

小売業者は、対象機器の廃棄物を引き取ったときは、中古品として再利用する場合を除き、その対象機器の製造業者等(それが明らかでない時は指定法人)に引き渡す。

### (3) 消費者

消費者は、対象機器の廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう小売業者等に適切に引き渡し、収集・再商品化等に関する料金の支払いに応ずる等本法に定める措置に協力する。

### (4) 市町村

市町村は、その収集した対象機器の廃棄物を製造業者等（又は指定法人）に引き渡すことができる。

（但し、自ら再商品化等を行うことも可能。）

## 6. 費用請求

製造業者等は、対象機器の廃棄物を引き取るときは、引取りを求めた者に対し、その対象機器の廃棄物の再商品化等に関する料金を請求することができる。

当該料金の額は、再商品化等を能率的に実施した場合の適正原価を上回るものであってはならない。また、料金の設定に当たっては、排出者の対象機器の廃棄物の適正な排出を妨げることのないよう配慮しなければならない。

小売業者は、対象機器の廃棄物を引き取るときは、中古品として再利用する場合を除き、排出者に対しその対象機器の廃棄物の収集及び製造業者等による再商品化等に関する料金を請求することができる。

事業者による料金の公表及び国による適切な情報提供、不当な請求をしている事業者に対する是正勧告・命令・罰則の措置を講ずる。

（参考）法律制定時、排出時徴収制度になった理由

- ・約3億台にのぼる既販品のリサイクル料金をあらかじめ徴収することが難しかったこと。
- ・製品購入時には、廃棄時点でのリサイクルにかかる費用を予測することが難しいこと。
- ・前払い制度を取った場合、製品購入から廃棄までの間に製造業者等が倒産・撤退した場合、その製造業者等の製品のリサイクル費用の手当が困難になること。
- ・市町村の粗大ゴミの有料化や、小売業者の廃家電引取の有料化の拡大の動きを踏まえ、排出時負担によってコストを意識できる方が製品の長期使用、ごみ減量化に資すること。

## 7. その他

### (1) 管理票（マニフェスト）制度

管理票を発行し、製造業者等までの対象機器の廃棄物の確実な運搬を確保するための措置を講ずる。

（参考）業界の対応の現状

（財）家電製品協会家電リサイクル券センターが、管理票にリサイクル料金の徴収機能を追加した「家電リサイクル券」の運用を行っている。

### (2) 指定法人

指定法人を指定し、製造業者等の倒産等により義務者が明らかでない場合又は 中小規模の製造業者及び輸入業者の委託による場合に、対象機器の廃棄物の再商品化等を実施する、対象機器の廃棄物の製造業者等への引渡しに支障が生じている地域の市町村又はその住民からの求めに応じ対象機器の廃棄物を製造業者等に引き渡す等の業務を実施する。

現在、（財）家電製品協会が指定されている。

### (3) 製造業者等及び小売業者への監督（罰則等）

製造業者等及び小売業者による業務履行を確保するため、対象機器の廃棄物の引取り、再商品化等の義務に違反する場合の勧告・命令・罰則、報告徴収・立入検査等所要の監督を行う。

### (4) 廃棄物処理法との関係

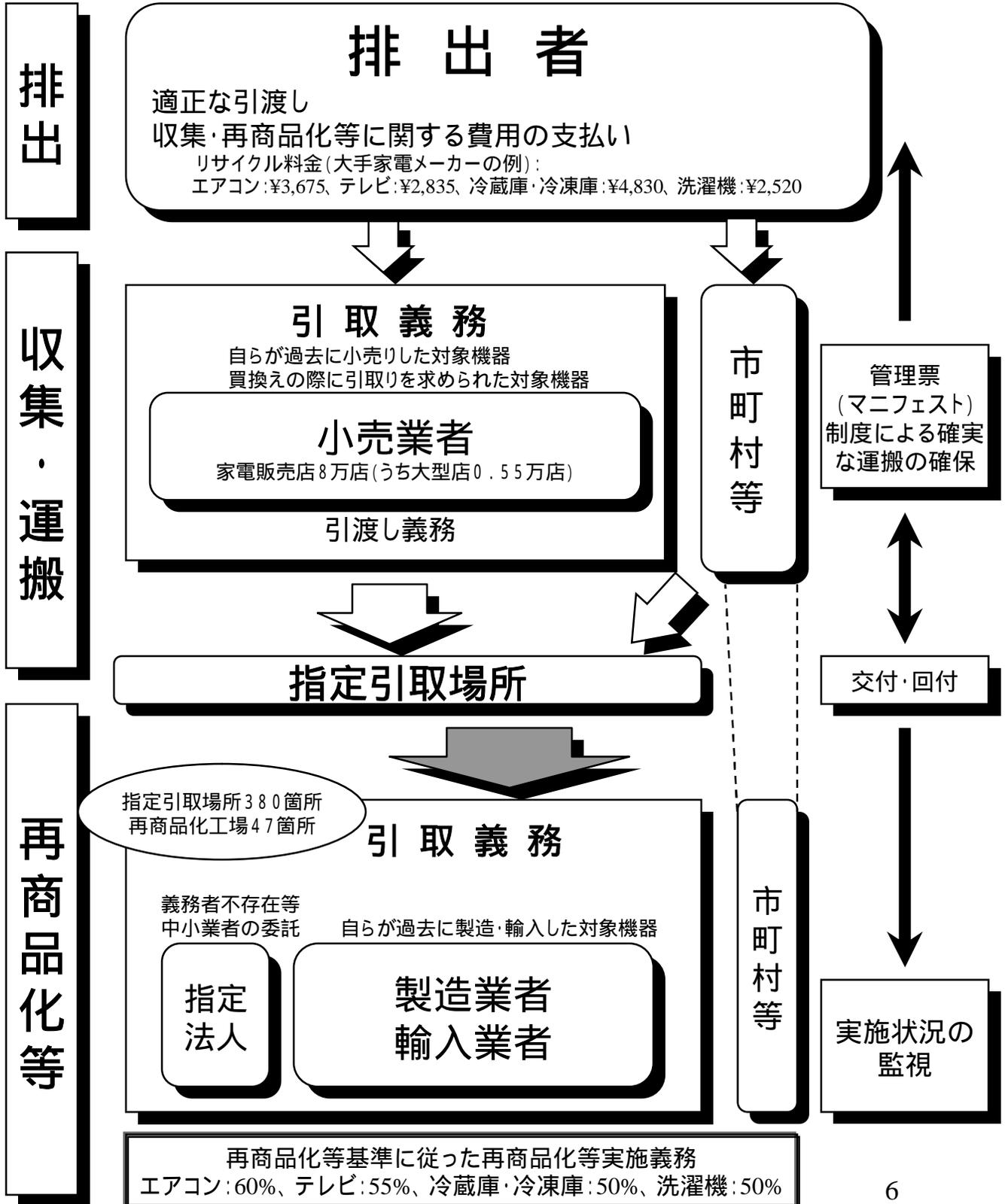
廃棄物処理法に基づき、対象機器の廃棄物の再商品化等の工程において生活環境保全上支障が生じないよう措置を講ずる。また、対象機器の廃棄物の再商品化等の円滑な実施を図るため、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理業の許可について特例措置を講ずる。

## 8. 施行時期及び再検討

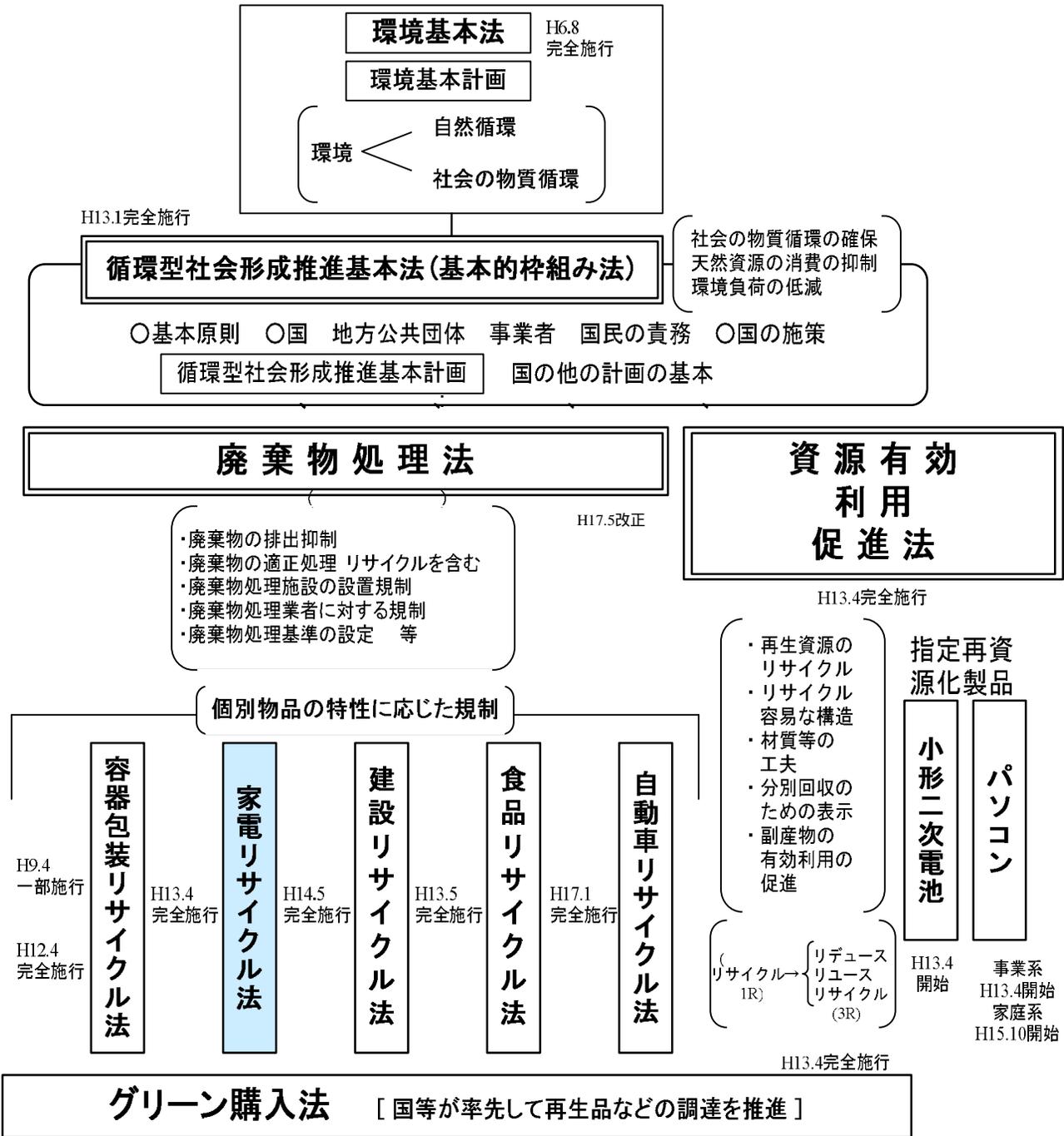
(1) 本法律は平成10年12月1日に部分施行され、本格施行（製造業者等及び小売業者への義務付け）は準備期間を置き、平成13年4月1日に行われた。

(2) 本法律の本格施行後5年経過後、制度全般について再検討する。

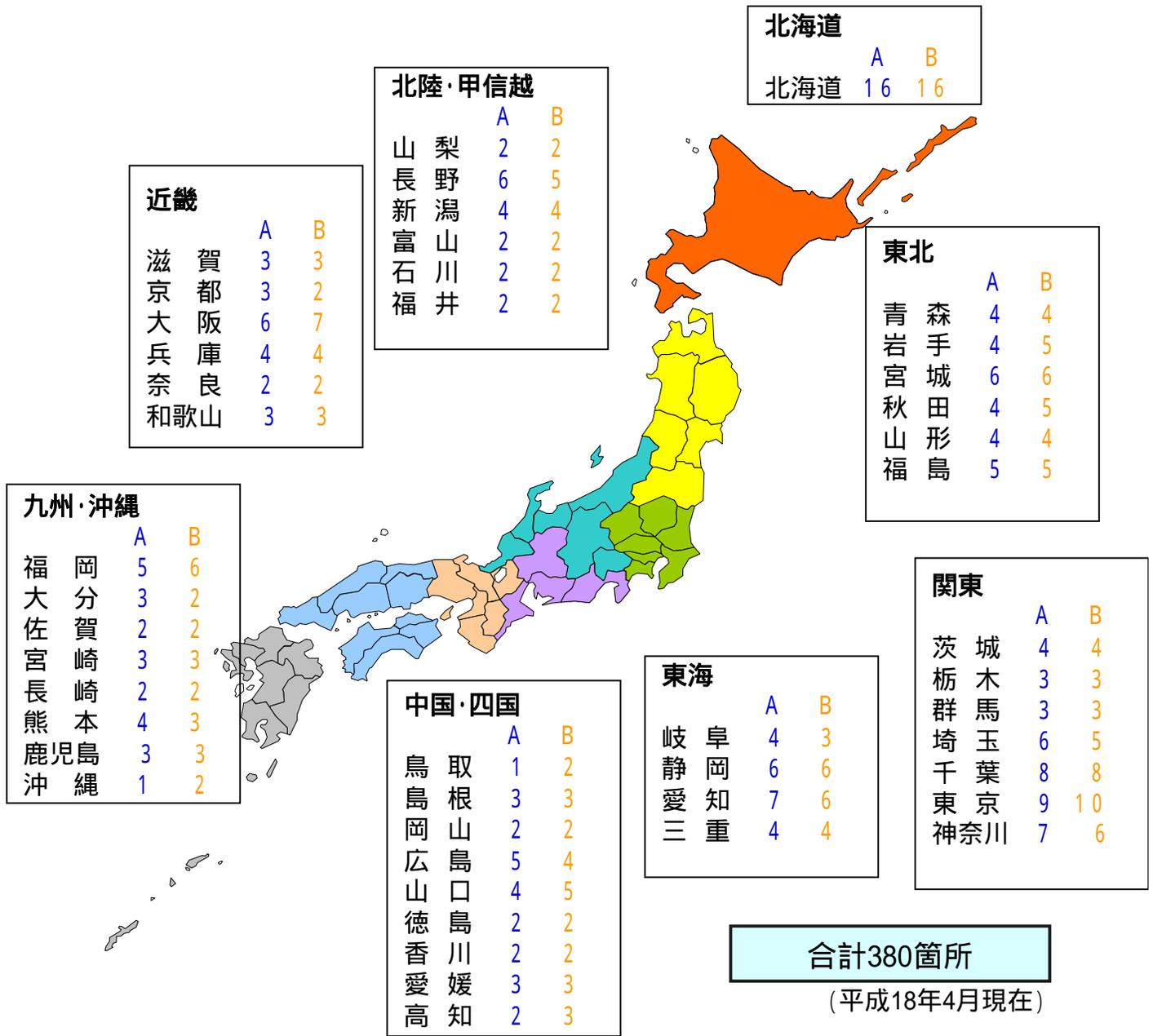
# 家電リサイクルの流れ



# 循環型社会の形成の推進のための法体系



# 指定引取場所設置状況



# 再商品化施設設置状況

(平成18年4月現在)

: Aグループ(31施設)

: Bグループ(15施設)

: A・B共同(1施設)

## 中国・四国

平林金属(株) 御津工場  
岡山県岡山市

平林金属(株) 港工場  
岡山県岡山市

平林金属(株) 岡山工場  
岡山県岡山市

## 九州・沖縄

九州メタル産業(株)  
福岡県北九州市

西日本家電リサイクル(株)  
福岡県北九州市

九州メタル産業(株)鳥栖営業所  
リサイクルセンター 佐賀県鳥栖市

熊本新明産業(株)  
熊本県熊本市

アクトビ-リサイクリング(株)  
熊本県水俣市

太信鉄源(株)  
宮崎県宮崎市

(株)荒川商店 七ツ島工場  
鹿児島県鹿児島市

(株)荒川商店 南栄工場  
鹿児島県鹿児島市

(株)拓琉金属  
沖縄県浦添市

拓南商事(株)  
沖縄県うるま市

(株)拓琉リサイクル研究センター  
沖縄県沖縄市

## 近畿

(株)ハイバ-サイクルシステムズ  
京都分工場京都府長岡京市

(株)松下エレクトロニクスセンター  
兵庫県加東市

(株)アール・ピー・エヌ  
兵庫県姫路市

関西リサイクルシステムズ(株)  
大阪府枚方市

サニーメタル(株)  
大阪府大阪市

## 北陸・甲信越

(株)豊和商事 三条支店  
新潟県三条市

(株)豊和商事 本社  
新潟県長岡市

ハリタ金属(株)  
富山県高岡市

## 北海道

(株)鈴木商会 石狩工場  
北海道石狩市

(株)鈴木商会 発寒リサイクル工場  
北海道札幌市

北海道エコリサイクルシステムズ(株)  
北海道苫小牧市

## 東北

東北東京鉄鋼(株)  
青森県八戸市

(株)エコリサイクル  
秋田県大館市

東日本リサイクルシステムズ(株)  
宮城県栗原市

(株)釜屋リサイクルセンター  
福島県鏡石町

## 関東

東京エコリサイクル(株)  
東京都江東区

NNY(株)那須事業所  
栃木県大田原市

(株)フューチャー・エコジ-  
東京都大田区

(株)関東エコリサイクル  
栃木県大平町

(株)JFEア-ハンリサイクル  
神奈川県川崎市

中田屋(株) 加須工場  
埼玉県加須市

(株)テルム  
神奈川県横浜市

(株)ハイバ-サイクルシステムズ  
千葉県市川市

(株)中田屋 伊勢崎工場  
群馬県伊勢崎市

中田屋(株) 千葉工場  
千葉県千葉市

関東エコテクノロジー(株)  
茨城県稲敷市

フェニックスメタル(株) 市原事務所  
千葉県市原市

## 東海

中部エレクトロニクス(株)  
三重県四日市市

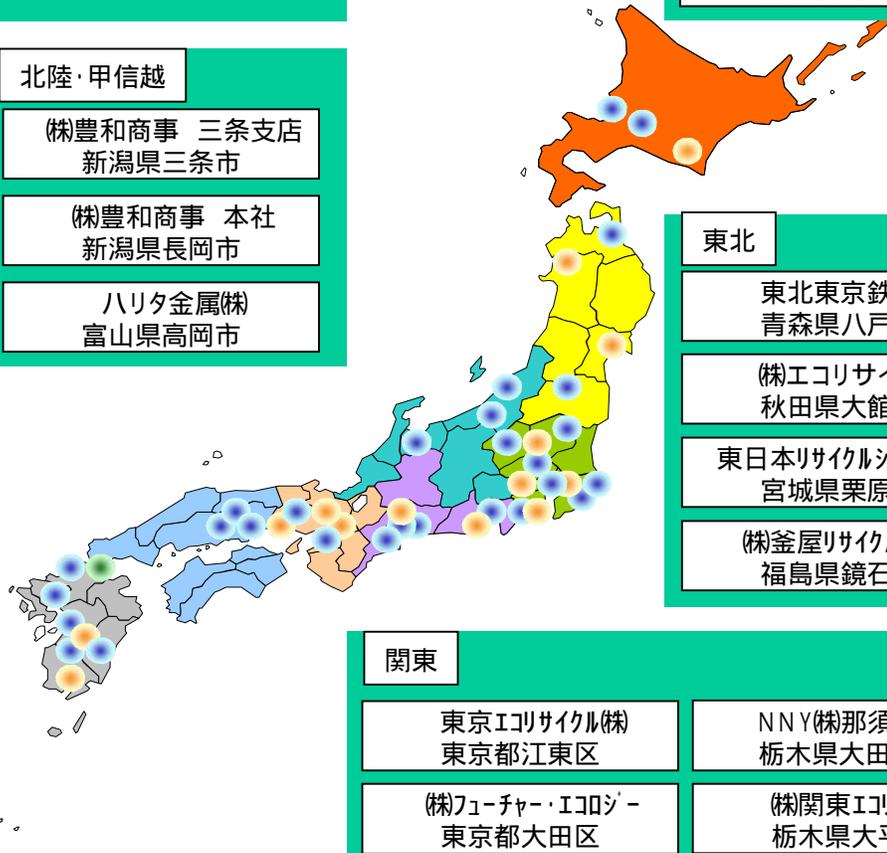
豊田メタル(株)  
愛知県半田市

中田屋(株) 富士工場  
静岡県富士市

トーエイ(株)  
愛知県常滑市

(株)富士エコリサイクル  
静岡県富士宮市

グリーンサイクル(株)  
愛知県名古屋市



## リサイクル券の運用：料金販売店回収方式の例

- 主に小売業者を対象とし、予め取扱店等としての入会手続きが必要。
- 回収した再商品化等料金を毎月RKC((財)家電製品協会 家電リサイクル券センター)と決済。



→ .....家電リサイクル券 (  ) の流れ  
 → .....廃棄物の流れ  
 → .....リサイクル料金等の流れ